

## 多摩市プラスチック削減方針の策定について

平成 28 年 11 月に発効した「パリ協定」では、世界の平均気温の上昇を工業化以前と比べて +2 °C 以下に抑えるとともに、+1.5 °C を目指して努力することが目標とされ、そのために 21 世紀後半に温室効果ガス排出量を実質ゼロにするという目標が掲げられた。これを受けて、多くの国が地球温暖化の原因となる温室効果ガス削減に取り組んでいる。我が国は、2030 年（令和 12 年）までに 46%削減することを国際公約としている。

プラスチックは、軽い、腐食しない、成形しやすい、密閉性が高いなどの優れた特性を有する素材であるため、私たちの生活に広く使用されている。しかし、温室効果ガス排出量実質ゼロを目指す中では、これまでの利用の在り方の見直しが求められる。プラスチックによる海洋汚染も深刻化しており、2050 年には、海洋中のプラスチックの重量が魚の重量を上回ると言われている。

国は、令和元年 5 月に、「3R+Renewable（持続可能な資源）」を基本原則としてプラスチック資源循環戦略を策定した。同戦略は、再生不可能な資源への依存度を減らし、再生可能資源に置き換えるとともに、経済性及び技術的可能性を考慮しつつ、使用された資源を徹底的に回収し、何度も循環利用することを旨としている。東京都もまた、平成 31 年 12 月に策定・公表した「プラスチック削減プログラム」の基本的考え方として、省資源と CO2 排出原単位の削減並びにカーボンの輪が閉じた物質循環の実現を掲げている。

多摩市は、平成 30 年に改定した多摩市一般廃棄物処理基本計画に基づき、廃棄物の発生抑制、再利用の推進、適正処理を行い、環境負荷の少ない循環型社会を構築する取り組みを進めている。ペットボトルについては平成 11 年の多摩市立資源化センター開設以来、その他容器包装プラスチックについては平成 20 年以来、現在まで一貫して指定法人ルートによるリサイクルを実施し、安定的な資源循環に寄与してきた。プラスチック製品も容器包装プラスチックと一括して収集し、独自に資源化してきた。

また、多摩市は、令和 2 年 6 月に多摩市議会と連名で「多摩市気候非常事態宣言」を宣言した。同宣言は、地球温暖化対策及び生物多様性保全と並び、使い捨てプラスチック削減を 3 本の柱の一つとして掲げている。

令和 3 年 6 月に国は、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律を制定した。同法は、プラスチック製品の設計・製造段階から廃棄に至るライフサイクル全体を規制の対象として、さまざまな手法を用いてプラスチックの資源循環を促している。今後産業界からもプラスチックの資源循環にかかわる取り組みや新たなサービスの提供が予想される。

以上のことから多摩市は、これまでも増して使い捨てプラスチックの削減に力を入れることとし、多摩市プラスチック削減方針を以下の通り定める。

令和 年 月 日  
多摩市長 阿部 裕行

# 多摩市プラスチック削減方針（素案）

## 1 基本原則

### 「3R+リニューアブルの推進」

私たちのプラスチック利用を持続可能なものに変革していくためには、プラスチックの「カーボン・クローズド・サイクル」を実現し、環境中に排出されるCO<sub>2</sub>の量をプラスマイナスゼロにすることが求められている。

そのためには、使い捨ての容器包装・製品をはじめ、回避可能なプラスチックの使用を合理化し、無駄に使われる資源を減らすとともに、プラスチック製容器包装及びプラスチック製品の原料を再生材や再生可能資源に適切に切り替えた上で、できる限り長期間プラスチック製品を使用しつつ、使用後は効果的・効率的なりサイクルシステムを通じて、持続可能な形で分別回収し、循環利用を図るものとする。

## 2 基本方針

- (1) 使い捨てプラスチックを減らす。
- (2) プラスチック製品を減らすとともにリサイクルする。
- (3) ペットボトルを減らすとともに高度なりサイクルを進める。
- (4) その他の容器包装プラスチックを減らすとともにリサイクルする。
- (5) プラスチックによる海洋汚染を防止する。

## 3 取組方針

- (1) 使い捨てプラスチックを減らす。

### ア 現状・課題

特定プラスチック使用製品<sup>1</sup>及びプラスチック製買物袋（いわゆるレジ袋）を「使い捨てプラスチック」と呼ぶものとする。

令和3年6月に公布されたプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）は、プラスチック製品の設計・製造段階から廃棄に至るライフサイクル全体を対象として、さまざまな手法を用いてプラスチックの資源循環を促している。その手法の一つとして、プラスチック製ナイフ、フォーク等の「特定プラスチック使用製品」の使用の合理化が予定されている。

国は、特定プラスチック使用製品の使用の合理化の方法として、特定プラスチック使用製品提供事業者に対して、「有償提供」、「ポイント還元等のインセンティブ

---

<sup>1</sup>特定プラスチック使用製品：商品販売やサービスの提供に付随して消費者に無償で提供されるプラスチック使用製品のうちプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に基づき使用の合理化を求められる特定の製品。プラスチック製のフォーク、スプーン、ナイフ、マドラー、ストロー、ヘアブラシ、くし、かみそり、シャワー用のキャップ、歯ブラシ、衣類用ハンガー、衣類用カバー等が政令により指定される見込みである。

付与」、「必要の有無を口頭確認した上での無償提供」、「繰り返し使用」等を例示した上で、事業者による自主的取組を求める見込みである。

#### イ 特徴と多摩市の対処方針

特定プラスチック使用製品及びプラスチック製買物袋（いわゆるレジ袋）は、基本的に使い捨てであるとともに、多くの場合回避可能である。このため、多摩市は、特定プラスチック使用製品は極力減らすものとし、リサイクルよりもリフューズを優先するものとする。

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律は、特定プラスチック使用製品の使用の合理化のための取組を提供事業者の選択にゆだねている。多摩市は、提供事業者の主体的取組を尊重しつつ、市民に対しては特定プラスチック使用製品を受け取らないことを推奨するものとする。

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）は、プラスチック製買物袋の使用の合理化のための取組を小売事業者の選択にゆだねている。多摩市は、小売事業者の主体的取組を尊重しつつ、市民に対してはプラスチック製買物袋を受け取らないことを推奨するものとする。

#### ウ 市民の取組

市民は、旅行にはヘアブラシ、くし、かみそり、シャワーキャップ、歯ブラシ等を、クリーニング店や買い物にはマイバッグを持参し、飲食店ではプラスチック製のフォーク、スプーン、ナイフ、マドラー、ストロー等を極力受け取らないよう努めるものとする。

#### エ 事業者の取組

事業者は、事業において提供する特定プラスチック使用製品の使用の合理化に関する目標を定め、これを達成するための取組（特定プラスチック使用製品の有料化等）を計画的に行うものとする。また、事業において用いるプラスチック製買物袋の使用の合理化に関する目標を定め、これを達成するための取組（プラスチック製買物袋の有料化等）を計画的に行うものとする。

### (2) プラスチック製品を減らすとともにリサイクルする。

#### ア 現状・課題

多摩市は、平成20年度以来プラスチック製品を、容器包装プラスチックと混合で収集し、多摩市立資源化センターで選別し、独自にリサイクルしてきた。

国は、令和4年度以降プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に基づき、指定法人ルート<sup>2</sup>によるプラスチック製品のリサイクル制度を開始する予定であ

---

<sup>2</sup>指定法人ルート：各市町村が、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会と契約してリサイクルする方法をいう。このほかに、市町村みずからリサイクル事業者と契約してリサイクルする、「独自処理」がある。

る。しかし、リサイクルできるプラスチック製品の基準や市町村が指定法人に対して支払う再商品化委託料の水準は、いまだ示されていない。

また国は、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に基づき、プラスチックに係る資源循環の促進等を円滑に実施するためにプラスチック使用製品製造事業者等が講ずべき措置に関する指針を策定し、指針に適合した設計を国が認定する仕組みを設ける予定である。また、プラスチック使用製品を製造し、若しくは販売し、又は役務の提供に付随して提供する者が、使用済プラスチック使用製品を自主回収・再資源化する計画を作成し、国が認定する仕組みを設ける予定である。

#### イ 特徴と多摩市の対処方針

廃棄されて市が収集したプラスチック製品は、品質、素材等が一定でないため、高度なリサイクルは困難である。多摩市は、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行を機に、プラスチック製品のリサイクル方法の見直しを行う。その結果必要と認める場合は、プラスチック製品の分別基準、処理方法等を変更し、指定法人ルートによるプラスチック製品のリサイクルを開始する。

プラスチック製品の適正な分別排出について啓発するとともに、リサイクルプラスチックを原料とする製品の普及を進める。

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に基づく、製造事業者等による使用済みプラスチック製品の自主回収・再資源化は、プラスチック製品の高度なリサイクルとごみ減量を同時に実現する可能性がある。このため、多摩市は、その普及を進めるものとする。

#### ウ 市民の取組

市民は、プラスチック製品を購入するときは、長く使えるものやリサイクルプラスチックを原料とするものを購入するよう努めるとともに、プラスチック製品を廃棄するときは、適正に分別排出するものとする。小型家電製品等との分別を進め、電池等の混入を防止し、もって中間処理工程（運搬及び選別）における火災事故を防止するものとする。

製造事業者等による使用済みプラスチック製品の自主回収・再資源化が行われている場合は、これを積極的に利用するものとする。

#### エ 事業者の取組

事業者は、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に基づく、製造事業者等による使用済みプラスチック製品の自主回収・再資源化に協力するとともに、みずからが排出事業者となる場合は、再資源化に努めるものとする。

### (3) ペットボトルを減らすとともに高度なリサイクルを進める。

#### ア 現状・課題

ペットボトルは、その優れた性質ゆえに、容器素材のシェアをガラス、鉄、アルミ等から奪ってきた。その用途も、飲料のみならず調味料等の容器にまで広がって

いる。

多摩市は、平成 11 年度以来ペットボトルを指定法人ルートによりリサイクルしてきた。このことは、ペットボトルの安定的なリサイクルに寄与してきたが、リサイクル事業者を多摩市が指定できないという課題があった。

最近、家庭等から収集した使用済みペットボトルを自治体から一括して買い取り、ボトル to ボトルなど高度なリサイクルをするメーカーが現われている。また、販売事業者がみずから市民からペットボトルを回収しリサイクルする動きも見られる。

#### イ 特徴と多摩市の対処方針

ペットボトルは、回避可能だが、高度なリサイクルも可能である。多摩市は、ペットボトルを減らすとともに、より高度なリサイクルを進める。

ボトル to ボトルの動向を注視し、指定法人ルートと比較検討し、必要と認める場合は、多摩市におけるペットボトルのリサイクル方法を変更する。また、販売事業者によるペットボトルリサイクルの動きを促進する。

飲料容器としてのペットボトルの使用を減らすため、マイボトルの使用を推奨する。また、飲料製造事業者が何度も詰め替えてリユースするビン（いわゆる生きビン）の普及を促進する。

#### ウ 市民の取組

市民は、マイボトルの使用等により、ペットボトルの使用を減らすよう努めるものとする。また、使用済みペットボトルを適正に分別排出するものとする。飲み残し及び異物混入をせず、ふたとラベルをはがすよう努めるなど、市が進めるペットボトルの高度なリサイクルに協力するものとする。

販売事業者による使用済みペットボトルの自主回収・再資源化が行われている場合は、これを積極的に利用するものとする。

#### エ 事業者の取組

ペットボトル入りの飲料を販売する事業者は、ペットボトルをみずからリサイクルするよう努めるものとする。

### (4) その他の容器包装プラスチックの使用を減らすとともにリサイクルする。

#### ア 現状・課題

トレイ、ラップ、外袋等のプラスチック製容器包装は、食品の鮮度保持、衛生管理等に役立っている。これらの容器包装を完全になくすことは、食品ロスが増えるなどの弊害が予想されるため、現実的ではない。

一方、持参容器による量り売りや容器再利用に取り組む事業者が現われている。

#### イ 特徴と多摩市の対処方針

廃棄されて市が収集したプラスチック製容器包装は、品質、素材等が一定でないため、高度なリサイクルは困難である。多摩市は、指定法人ルートによるプラスチ

ック製容器包装のリサイクルを継続する。

事業者による量り売り、容器再利用、紙製容器包装への転換等を推奨し、もってプラスチック製容器包装を減らす。また、製造事業者等による自主回収・再資源化の動き及び排出事業者による再資源化等の動きを促進する。

#### ウ 市民の取組

市民は、トレイ、ラップ、外袋等のプラスチック製容器包装の使用を減らすため、容器を持参しての量り売り利用、容器再利用、紙製容器包装への転換等に努めるものとする。

#### エ 事業者の取組

事業者は、量り売り、容器再利用、紙製容器包装への転換等に努めるものとする。また、製造事業者等による自主回収・再資源化の動き及び排出事業者による再資源化等の動きに協力するものとする。

### (5) プラスチックによる海洋汚染を防止する。

#### ア 現状・課題

不適正に管理されたプラスチックや動物に荒らされたり風で飛ばされたりしたプラスチックごみが環境に漏出し、河川へ流入し、海洋を汚染している。

#### イ 特徴と多摩市の対処方針

多摩市は、ごみの散乱・飛散を防止するための対策を促進する。

プラスチックごみのポイ捨てを防止し、まちの環境美化を進める。

#### ウ 市民の取組

市民は、ごみを行政収集に出すときは、ごみの散乱・飛散の防止に努めるものとする。また、みずからプラスチックごみのポイ捨てを行わないものとする。

#### エ 現状・課題

事業者は、原材料又は製品としてのプラスチックが環境へ漏出しないよう、適正に管理するものとする。

プラスチックの分類と多摩市の対処方針

